

平成21年9月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
1	<p style="text-align: center;">「 条 例 案 」 6 件</p> <p>秋田市商工業振興条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由</p> <p>奨励措置の適用対象者の拡大を図るとともに、市内企業競争力強化助成金を新設するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨励措置を受けようとする事業者の投下固定資産総額の金額要件および新規雇用の人員要件を引き下げる。 2 新たに一定の要件を満たす小売商業施設の新設等について奨励措置の対象とする。 3 小売商業施設の新設等をする者への助成として、市内企業競争力強化助成金を新設する。 <p>施行期日 公布の日から。改正後の規定は、施行日以後に操業を開始する事業者について適用する旨の経過措置を規定する。</p>
2	秋田市都市景観条例の全部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>秋田市景観計画に基づく景観施策の実施等について必要な事項を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 題名を秋田市景観条例とする。 2 この条例は、景観法の規定に基づく景観計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によって作り育てていくことを目的とする。 3 景観の形成は、市、市民および事業者が連携することにより推進されなければならないこととし、市は、市民協働による景観まちづくりのために必要な環境の整備に努

3 秋田市屋外広告物条例の一部を改正する件

- めなければならないこととする。
- 4 市長は、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開するため、景観計画を定めることとする。
 - 5 景観計画の策定等の提案をすることができる団体は、地域の景観まちづくりを行う団体であって、規則で定めるものとする。
 - 6 市長は、景観計画において、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区等を景観まちづくり地区として定めることとする。
 - 7 市長は、景観計画区域内における建築物の新築等の届出をした者に対し、景観計画に適合しない届出があった場合は、必要な措置を講ずるよう助言等を行うことができることとする。
 - 8 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の届出および管理の方法の基準について規定する。
 - 9 市長は、市民協働による地域の景観づくりを推進するため、景観まちづくりを自主的に行う団体（以下「景観まちづくり団体」という。）等を登録することができることとする。
 - 10 市長は、地域の景観まちづくりを推進するため、景観まちづくり団体から当該地域の景観まちづくりに関する意見を聴くことができることとする。
 - 11 市長は、景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者等を表彰することができることとする。
 - 12 市長は、景観まちづくり団体等による景観形成に関する活動等について、支援することができることとする。
- 施行期日 平成21年11月1日から。条例の施行に際し必要な経過措置を規定する。

改正理由

屋外広告物の表示等を禁止する物件に景観重要建造物および景観重要樹木を加えるため、

		<p>改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 屋外広告物の表示等を禁止する物件に景観法の規定により指定された景観重要建造物および景観重要樹木を加える。</p> <p>2 屋外広告物の表示等の規制を適用しない物件に、景観重要建造物の所有者等が自己の店名等を表示する広告物を加える。</p> <p>施行期日 平成21年11月1日から。罰則に関し必要な経過措置を規定する。</p>
4	秋田市営住宅条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>特定の入居資格を有する者に対する市営住宅の定期入居の制度を導入するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>市長が特に必要と認める者については、10年を超えない範囲内において定期入居をすることができることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
5	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>特別入院室使用料について、患者の希望により使用した場合に限り徴収することとするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>特別入院室使用料については、患者の希望により使用した場合に限り徴収することとする。</p> <p>施行期日 公布の日から。改正後の条例の規定は、施行日以後の診療等に係る使用料から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
6	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>赤平小学校を河辺小学校に統合することに伴い、赤平小学校を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>赤平小学校を廃止する。</p> <p>施行期日 平成22年4月1日から</p>

「単行案」 7件

7 市道路線を廃止する件

河川改修工事に伴い機能消滅した路線等を整理するため、廃止しようとするもの

- ・廃止路線 3路線 1,298.7m

8 市道路線を認定する件

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

- ・認定路線 27路線 延長 3,881.7m
- ・認定後の市道総延長 約 1,967Km

提出根拠法：道路法第8条第2項

9 北部市民サービスセンター（仮称）電気設備工事請負契約を締結する件

北部市民サービスセンター（仮称）電気設備工事請負契約を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市土崎港西五丁目28番地1
- ・契約金額 241,500,000円
- ・契約先 三菱マテリアル電子化成・サン電気工業建設工事共同企業体
- ・工期 平成23年4月25日まで

・工事概要

受変電設備工事、幹線設備工事、動力設備工事、空調用電源設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、照明器具設備工事ほか

提出根拠法：地方自治法第96条第1項

10 北部市民サービスセンター（仮称）空調設備工事請負契約を締結する件

北部市民サービスセンター（仮称）空調設備工事請負契約を締結しようとするもの

- ・工事場所 秋田市土崎港西五丁目28番地1
- ・契約金額 249,900,000円
- ・契約先 山岡・互大特定建設工事共同企業体
- ・工期 平成23年3月25日まで

・工事概要

機器設備工事、配管設備工事、ダクト設備工事、床暖房設備工事、自動制御設備工事、換気設備工事

提出根拠法：地方自治法第96条第1項

11 秋田市立岩見三内小学校改築および中学校大規模改造工事請負契約を締結する件

秋田市立岩見三内小学校改築および中学校大規模改造工事請負契約を締結しようとするもの

- ・ 工事場所 秋田市河辺三内字外川原39番地
- ・ 契約金額 478,800,000円
- ・ 契約先 佐々木組・伊藤工業特定建設工事共同企業体
- ・ 工期 平成23年1月31日まで
- ・ 工事概要

小学校改築工事

校舎 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
2階建て

建築面積 1,408.01㎡

延べ面積 2,416.05㎡

体育館 鉄筋コンクリート造 平屋建て

建築面積 345.30㎡

延べ面積 330.71㎡

中学校大規模改造工事

校舎 内装、階段、便所改修等 一式

食堂 内装、屋根改修等 一式

体育館 バスケットゴール改修等 一式

提出根拠法：地方自治法第96条第1項

12 秋田市総合環境センター溶融施設処理能力増強等工事請負契約を締結する件

秋田市総合環境センター溶融施設処理能力増強等工事請負契約を締結しようとするもの

- ・ 工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
- ・ 契約金額 4,966,500,000円
- ・ 契約先 新日鉄エンジニアリング(株)
- ・ 工期 平成24年3月16日まで
- ・ 工事概要

既存溶融施設の処理能力を1炉当たり200t/日から230t/日に増強

整備後処理能力230t/日 2炉(460t/日)

機械設備工事 1式

電気設備工事 1式

付属施設建築工事 1式

提出根拠法：地方自治法第96条第1項

13 秋田市大森山動物園会計への繰入額を
変更する件

大森山動物園会計に対する一般会計からの
繰入額を変更しようとするもの

- ・変更前 342,658千円以内
- ・変更後 451,101千円以内
- ・増減額 108,443千円増

根拠法：地方財政法第6条

「 予 算 案 」 7 件

14 平成21年度秋田市一般会計補正予算
(第4号)の件

資料別紙

15 平成21年度秋田市土地区画整理会計補
正予算(第2号)の件

16 平成21年度秋田市市営墓地会計補正予
算(第2号)の件

17 平成21年度秋田市大森山動物園会計補
正予算(第3号)の件

18 平成21年度秋田市介護保険事業会計補
正予算(第2号)の件

19 平成21年度秋田市水道事業会計補正予
算(第2号)の件

20 平成21年度秋田市下水道事業会計補正
予算(第1号)の件

「 決 算 認 定 」 3 件

21 平成20年度秋田市病院事業会計決算
認定の件

資料別紙

22 平成20年度秋田市水道事業会計決算
認定の件

23 平成20年度秋田市下水道事業会計決
算認定の件

	<p>「 追加提案 」</p> <p>「 人事案 」 1 件</p>	
24	<p>人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件</p>	<p>人権擁護委員畠山信雅氏の任期満了（平成21年12月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
	<p>「 決算認定 」 1 件</p>	
25	<p>平成20年度秋田市一般会計および特別会計歳入歳出決算認定の件</p>	